

建設リサイクル法について

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号。以下「建設リサイクル法」という。）が平成14年5月30日に完全実施されました。

この建設リサイクル法では、4品目を特定建設資材として指定し、これらについて分別解体等及び再資源化等が義務づけられ、一定規模以上の建設工事について請負契約書に記載すべき事項が追加されました。

分別解体等の実施が義務づけられる建設工事の規模（建設リサイクル法第9条第1項）

工事の種類	規模（以上のもの）
建築物の解体	80m ²
建築物の新築・増築	500m ²
建築物の修繕・模様替（リフォーム等）	1億円
その他の工作物に関する工事（土木工事等）	500万円

「特定建設資材廃棄物の種類」について

- 1 コンクリート
- 2 コンクリート及び鉄から成る建設資材（鉄筋コンクリート版など）
（注）：鉄だけの場合は、有価物としてリサイクルされるので該当しません。
- 3 アスファルト
- 4 木材
（注）：一定距離（50km以内）に再資源化施設が無いなど、再資源化が困難な場合は、焼却しても構いません。

別紙の記入方法について

- 1 分別解体等の方法の作業内容については、すべての項目に「有」、「無」のチェックをしてください。
- 2 分別解体等の方法については、解体工事があるものについて、チェックしてください。
- 3 土木工事等の場合の工程について
仮設 足場の設置、仮囲い、養生など
土工 路盤掘削、杭打ち、土砂等の掘削、盛上げ、締め固めを行う工事
- 4 解体工事に要する費用は、請負者の見積金額（直接工事費）です。分別解体から運搬車への積込に要する費用で、仮設費及び運搬費は含みません。
- 5 再資源化等に要する費用も請負者の見積金額（直接工事費）で、特定建設資材廃棄物の処分等に要する費用及び運搬に伴う費用です。

別紙の綴り方

別紙は、2部作成し、各々の 契約書の後ろにつけて袋とじ にしてください。